

## 先送りとなった通常運賃改定の早期実施を求める緊急決議

本年10月1日の消費税率引上げに伴い、8月30日、各運輸局から新たなタクシー運賃が公示されたところであるが、その内容は、全国一律で消費税率引上げの転嫁分のみ改定とされ、予てより10月1日の運賃改定に向け丁寧に丁寧に作業を進めてきた48運賃ブロックについては、通常の運賃改定は先送りされたところ。

正に驚天動地の事態、タクシーの歴史108年で前代未聞の出来事であった。

これら48運賃ブロックにおいては、運賃改定を短期間に2回行うことが利用者に負担感や混乱を生じさせる恐れがあることから、地元運輸局と鋭意協議・調整の上、消費税を転嫁する運賃改定と通常の運賃改定を同時に実施する予定で取組を進めてきた。

また、改正タクシー特措法に基づく特定地域及び準特定地域に関しては、法定の地域協議会において消費者代表、地方自治体をはじめとする各構成員に充分説明をし、ご理解を頂いてきたところ。

今般の通常運賃改定申請の内容は、①安倍政権の掲げる働き方改革への対応 ②毎年の最低賃金額アップへの対応 ③初乗り短縮運賃の導入やスマホ配車アプリ・キャッシュレス決済用端末機・UDタクシーの導入等インバウンド対応も含めた利用者利便の向上を目的としたものである。

このような事情が全く考慮されず突然の方針変更がなされたことにより、これらの地域のタクシー事業者にとっては、想定していた増収効果を逸失するばかりでなく追加の費用負担も発生する等深刻な影響を及ぼしており、誠に遺憾である。

については、国土交通省に対し、当該48運賃ブロックについて、今般先送りされた通常の運賃改定を可及的速やかに実施するよう強く求める。

右 決議する。

令和元年11月6日

第59回 全国ハイヤー・タクシー事業者大会